第２号様式（第３条関係）

誓　約　書

（宛先）韮崎市長

　私が、このたび一時使用を許可される サンコーポラス藤井・竜岡住宅施設等につきましては、裏面に記載されている許可条件を遵守して使用し、また、住宅一時使用の趣旨を踏まえ、定められた期限までに必ず退去いたします。

年　　月　　日

氏　名　　　　　　　　　　　（※）

　　　　　　　　　　　　　　 （※）本人が手書しない場合は、**記名押印**してください。

申請者が未成年の場合

　　上記　　　　　　　が申請及び誓約することに同意いたします。

　　　　　　　　　　　保護者　氏　名　　　　　　　　　　　　　　（※）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（※）本人が手書しない場合は、**記名押印**してください。

（裏面）

許　可　条　件

（遵守事項）

　　　使用者は、お試し住宅等の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）に使用させないこと、又は自らが暴力団員として使用しないこと。

⑵　第三者に対し、お試し住宅等を転貸し、若しくは使用させ、又は第４条第２項の規定により許可を受けた権利若しくは許可書を譲渡しないこと。

⑶　留守時又は就寝時には、必ず施錠すること。

⑷　お試し住宅等（備付けの設備及び器具を含む。）を適切に取り扱うこと。

⑸　火災及び盗難の予防のために細心の注意を払うこと。

⑹　清掃及び除雪を適宜行うこと。

⑺　ごみを適切に処理すること。

⑻　お試し住宅等に新たに設備を設置しようとするときは、あらかじめ、市長の承諾を得ること。

⑼　お試し住宅の増築若しくは改築又は模様替をしないこと。

⑽　前各号に掲げるもののほか、お試し住宅等を適切に管理し、及び住環境を整備すること。

（行為の禁止）

　使用者は、お試し住宅等において、次に掲げる行為をしてはならない。

⑴　寄附の募集その他これに類する行為

⑵　事業又は営業

⑶　興行、展示会その他これらに類する催し

⑷　文書、図画その他の物の掲示又は配布

⑸　政治活動又は宗教活動

⑹　動物の飼育

⑺　周辺の住民に迷惑を及ぼす行為

⑻　建物の建築又は工作物の設置

⑼　前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の使用にふさわしくない行為